

議案第 9 号

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 19 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の、産業の振興、生活環境の整備、医療の確保及び地域文化の振興等、各事業計画に新たな事業を追加する。

集落の整備（２）その対策の次に（３）計画を追加し、次表のとおり事業計画を追加する。